

## 生駒市中小企業販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、販路開拓を目的に展示会等への参加を行う市内中小企業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項から第4項に規定する中小企業者又は、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 展示会等 中小企業者が自ら所有する製品、商品、技術及びサービス（以下「製品等」という。）を展示する展示会や大手スーパー、百貨店などでの催事への出展をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市が実施する経営等に関する研修、講習、訓練等を受講した者
- (2) 本市に法人登記されている事業所を有しているもの又は、本市に住所を有する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者とならない。

- (1) 申請日の前年度以前の市税を滞納している者

(2) 補助対象事業について、他の補助金の交付を受ける者

(3) 以前に同一の補助金の交付を受けている者

(補助の対象及び補助金額)

第4条 市長は、展示会等に出展するために要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、交付額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生駒市中小企業販路開拓支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、展示会等が開催される日の20日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 販路開拓計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 展示会等の概要が分かる書類

(4) 展示会等の出展に係る見積書及びその明細(写し)

(5) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)

(6) 市税の納付状況確認同意書兼照会回答書(様式第11号)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の受付等)

第6条 補助金の交付申請の受付は、前条に掲げる申請書の提出により、先着順に行うものとする。ただし、補助金交付金額が予算額に達した時点で受付を終了するものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、第5条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、

補助金の交付の可否を決定（以下「補助金交付決定」という。）し、補助金交付決定通知書（様式第5号）によって通知するものとする。

（変更等の申請）

第8条 前条の規定による補助金交付決定を受けた者（以下「補助金交付対象者」という。）は、事業計画の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、事前に販路開拓計画変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、販路開拓計画変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金交付対象者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 販路開拓実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し
- (4) 写真（会場全体、展示会等の様子がわかるもの）
- (5) 展示会等のパンフレット（参加したことがわかるもの）
- (6) 出展時に使用するパンフレット、案内書等
- (7) 作成したものがある場合はその作成物
- (8) 市指定のアンケート
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容

を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助金交付対象者に対し通知するものとする。

（請求及び交付）

第11条 補助金の交付請求の期限は、補助金交付対象者が前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までとし、請求は補助金交付請求書（様式第13号）により行われなければならない。

2 補助金は、前項の請求があった後に交付する。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（施行の細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年11月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定によるこの要綱の失効の際、現にこの要綱の規定による交付決定者については、失効前のこの要綱の規定は、令和6年5月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

項目	内容
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会等への参加料</li> <li>・ 展示会等への出展に係る装飾料</li> <li>・ 製品等を展示会等へ運送するための費用</li> <li>・ 出展する展示会等で使用するパンフレット・PR動画等 作成費</li> <li>・ 出展する展示会等に係る旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 宿泊料）とする</li> <li>・ 展示会等へ日雇い派遣されるイベントスタッフ等の費用</li> <li>・ その他市長が認めた経費</li> </ul>
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	<p>30万円</p> <p>（ただし、過去3年間に市又は生駒商工会議所が主催する合同 展示会等への出展実績のある事業所においては20万円）</p>

（注）

- 1 補助対象経費とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を除いた額をいう。
- 2 補助対象経費とならないもの
  - ・ 展示会等の出展に直接関係しない経費
  - ・ ソフト、機器等（パソコン、デジタルカメラ、スキャナー等）の購入に要する経費
  - ・ 展示会等の開催時に日雇い派遣されるイベントスタッフ等の人件費（自社職員の派遣費用等）

・食糧費

